

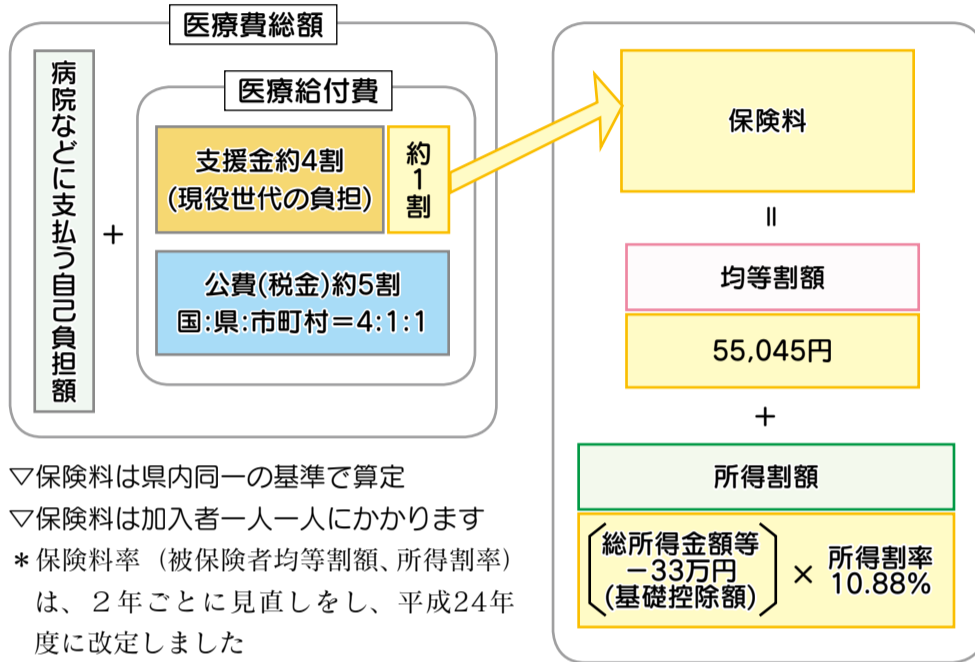
平成25年度の 後期高齢者医療保険料が決定

平成24年中の所得が確定したことに伴い、平成25年度の保険料が決まりました。7月中旬に、被保険者（加入者）のみなさんへ「平成25年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。

保険料は、平成24年中の所得金額と世帯（*1）の状況を基に算定し、決定します。

（*1）平成25年4月1日時点の世帯（75歳になる人、県外からの転入者などはその時点）を基準にしています

●保険料の決まり方●



- ▽保険料は県内同一の基準で算定
- ▽保険料は加入者一人一人にかかります
- * 保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は、2年ごとに見直しをし、平成24年度に改定しました
- ▽保険料は、年額55万円が上限です
- ▽総所得金額等とは、平成24年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」「給与収入－給与所得控除」「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です
- * 総所得金額等が33万円以下の場合、所得割額はかかりません

- 保険料の軽減●
 - ▽均等割額＝世帯の所得に応じて軽減
 - ▽所得割額＝被保険者の所得に応じて軽減
 - * 詳細は、通知書に同封のパンフレットを確認
- 保険料の減免制度●
 - 災害や失業などで保険料の納付が困難になったときは、保険料が減免できる場合があります。詳細は問い合わせを

■問い合わせ先
国保医療課後期高齢者医療係 ☎(36) 1 3 4 8

介護保険料の納入（決定） 通知書を7月中旬に発送

平成25年度介護保険料の納入（決定）通知書を7月中旬に65歳以上の被保険者の人に発送します。

普通徴収の人は年間保険料額と各納期限までに納入する介護保険料の額を、特別徴収の人は年間保険料額と各年金支給月に天引きされる介護保険料の額を通知書で確認してください。

【普通徴収（納付書）の場合】
 介護保険料の額は平成24年中（平成24年1月～12月）の本人の所得状況や世帯の住民税課税状況に応じて実質10段階に分かれていきます。保険料の判定基準や計算方法などは、納入（決定）通知書に記載していますので確認してください。

【特別徴収（年金天引き）の場合】
 *10月から年金天引きが開始になる人も含みます。この場合、9月までは普通徴収（納付書）で納付してください。

【口座振替（納付書）の場合】
 納付書で納める人へ通知書は納付書を同封した封書で送付してください。口座振替の人へ通知書は圧着式のハガキで送付してください。

【納付方法】
 納入方法 年金の定期納入方法
 納入方法 1年間の保険料を7月から翌年3月までの9回の納期に分けて納入します。最新の金融機関や郵便局、コンビニエンスストアなどで納めてください。口座振替も利用できます。

または口座振替、10月以降は特別徴収（年金天引き）に切り替わります。

支払時に保険料を差し引いて、年金保険者が市へ納入します。年金の受給額によって納めるため、納入方法を普通徴収に変更するとはできません。

徴収額の決め方（仮徴収・本徴収について）
 4月、6月、8月に天引きされる介護保険料は、平成25年2月に天引きされた保険料と同額です。これを仮徴収といいますが、10月以降は確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額が天引きされます。これを本徴収といいます。

（例）介護保険料第4段階（年額52,800円）の人の場合

年度	平成25年度						平成26年度			
	特別徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
介護保険料		8,000円			9,600円			9,600円		
徴収区分		仮徴収			本徴収			仮徴収		
説明		平成25年2月に天引きされた保険料額と同額を各月に納入			平成25年度の年間保険料額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて納入。100円未満の端数は10月にまとめて納入			平成26年2月に天引きされた保険料額と同額を各月に納入		

お知らせ

市から

各種案内などを郵送します

①国民健康保険 高齢受給者証

対象 国民健康保険加入者で、昭和13年8月2日から同18年8月1日までに生まれた人

- 平成25年度国民健康保険料額決定通知書
 - 対象 平成25年4月、6月支給分の年金から国保料が天引き（仮徴収）された人
 - 郵送時期 7月中旬
 - その他 平成25年度の国保料は年6回（年金支給月の4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月）の年金天引き
- 平成25年度国民健康保険税通知書
 - 対象 特別徴収（年金天引き）対象者（次の全てに該当する世帯の世帯主）
 - ▽世帯主が国民健康保険（国保）加入者（年度途中で75歳に到達する人を除く）
 - ▽世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
 - ▽年金天引きの対象となる年金が年額18万円以上で、介護保険料と国保料を合わせて年金額の2分の1を超えない
 - 郵送時期 7月中旬

- 平成25年度国民健康保険税 特別徴収開始通知書
 - 対象 平成25年10月から特別徴収（年金天引き）が開始される人
 - 郵送時期 7月中旬
 - *6月中旬に「平成25年度国民健康保険納税通知書」を送付済み
- 納付方法の変更ができます
 - 納付方法を口座振替に変更できます。各金融機関窓口で、口座振替の申し込みをしてください。
 - *年金天引きの停止には2カ月かかります
- 必要書類「口座振替依頼書」の申し込み済み本人控え（写し可）、国民健康保険証、印鑑
- 問い合わせ先 国保医療課 国民健康保険係 ☎(36) 1 3 6 3
- 市住民健診（センター健診）日程追加
 - 場所 宗像医師会病院 健診センター
 - 追加日程
 - ▽平成25年10月28日、11月25日、12月16日
 - ▽平成26年1月20日、同27日、2月17日、同24日、3月10日、同17日、同24日
- 問い合わせ先 健康づくり課 ☎(36) 1 1 8 7